

上野事務所ニュース

30年9月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail ueno@athena.ocn.ne.jp

高齢受給者証 と基準収入額 適用申請

【高齢受給者証について】

健康保険の被保険者や被扶養者が70歳になると協会けんぽより「高齢受給者証」が交付されます。これは、医療機関窓口での自己負担割合を示す証明書となるので、医療機関の受診時には健康保険証と一緒に持参して下さい。

自己負担割合は、被保険者の標準報酬月額で決まります。

【70歳以上の被保険者】

標準報酬月額 28万円未満	標準報酬月額 28万円以上
1割または2割*	3割

【70歳以上の被扶養者】

	被保険者が70歳以上	
被保険者が70歳未満	被保険者の標準報酬月額 28万円未満	被保険者の標準報酬月額 28万円以上
1割または2割*	1割または2割*	3割

*誕生日がS19.4.1以前の方は、特例措置により1割です。S19.4.2以降生まれの方2割になります。

【基準収入額の適用申請について】

自己負担割合が3割の方であっても、前年の収入（年金や不動産収入を含むすべての収入。非課税のものは除く。）が「基準収入額」に満たない場合には基準収入額適用申請により、自己負担割合を1~2割へ変更することができます。高齢受給者証の交付日から14日以内の申請が必要ですが、随時申請することも可能です。ただし、負担割合の変更は、申請月の翌月からになります。適用期間は、申請月の翌月から8月末までです。

（基準収入額）

70歳以上の被扶養者がいない場合	70歳以上の被扶養者がいる場合	旧被扶養者がいる場合
383万円未満	520万円未満 *被保険者と70歳以上の被扶養者の収入合計額	520万円未満 *被保険者と旧被扶養者の収入合計額

*旧被扶養者とは、以前は健康保険の被扶養者で現在は後期高齢者医療制度に該当している方のこと

70歳以上 75歳未満の方 の高額療養費

平成30年8月より、70歳以上75歳未満の方の同一月内の医療費の自己負担限度額が変更されています。

特に、下表に該当する所得のある方についてはご注意ください。

	標準報酬月額	自己負担限度額	
① 現役並みの所得者	現役並みⅢ 83万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	
	現役並みⅡ 53万円~79万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	
	現役並みⅠ 28万円~50万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	
② 一般所得者 26万円以下 ①、③以外の方	18,000円 (外来・個人)	57,000円 (入院/外来・世帯)	
③ 低所得者	Ⅱ	8,000円	24,600円
	Ⅰ		15,000円

*①については高齢受給者証の負担割合が3割の方 現役並みⅠ及びⅡに該当する方で、窓口での支払いが高額となる可能性がある場合には、健康保険証・高齢受給者証・限度額適用認定証を持参の上、受診して下さい。限度額適用認定証を提示

することにより、窓口での支払いが自己負担限度額で済みます。限度額適用認定証の提示がない場合、自己負担限度額が適用されていない金額の支払いを求められますので、ご注意ください。（この場合、高額療養費の申請をすることにより、払い過ぎた金額の精算をすることができます。）限度額適用認定証は本年に限り、該当者へ郵送で交付されていますが、有効期限は1年間です。来年以降はご自身で限度額適用認定証の申請を行ってください。

現役並みⅠ及びⅡ以外の方は、窓口負担が高額になる可能性がある場合でも、健康保険証と高齢受給者証を提示すれば自己負担限度額での支払いとなります。

働き方改革関連法について (その1)

働き方改革関連法が成立しました。この法律のポイントは、①長時間労働の是正と、②非正規雇用の不合理な格差是正（同一労働同一賃金）です。

【時間外労働の上限の導入】

現在の時間外労働の上限は月45時間、年間360時間です。しかし、臨時的かつ特別な事情があれば、1年のうち6か月までは時間外労働が何時間になっても違法ではないのが現状です。今回の改正では、次のように改正されます。

- i 原則として月45時間、年360時間
- ii 臨時的かつ特別な事情がある場合の時間外労働の上限を新設。1年のうち6か月の上限を月100時間未満、年間720時間未満、複数月平均80時間未満とする（休日労働を含む）
- iii 罰則規定を設ける
- iv 月45時間超の時間外労働をした者に対して、連続した休暇の付与や産業医との面接、健康診断の実施
- v 36協定の様式変更

施行日は大企業が2019年4月、中小企業は2020年4月です。ただし、以下の業種や業務は例外です。

- 自動車の運転…5年間の適用除外、5年後より年間960時間を上限とする
- 建設事業…5年は適用除外、復旧復興には例外を設ける
- 医師…5年は適用除外
- 研究開発の業務…5年は適用除外(要件有)

*来月号以降も法改正について触れていきます。

Q&A なぜなにどうして？



Q:先月1日に入社した方が2週間で退職することになりました。

すでに社会保険の加入手続きは行っていますが、保険料は控除して良いのですか？その他手続きで気を付けることはありますか？

A:社会保険の資格取得手続きを行った同月内に退職した場合、その月1か月分の保険料がかかりますので、給与から控除してください。

ただし、厚生年金保険料については退職月と同じ月に、国民年金の加入手続きや厚生年金の資格取得をした場合、退職時に納付した厚生年金保険料（事業所負担分と本人負担分）が事業所へ戻ってきます。

流れとしては、退職者が新たな年金の加入手続きを行い年金保険料が納付されると、退職した事業所へ年金事務所より保険料に関するお知らせが届きます。保険料還付の請求を行うことで、退職月分の保険料が還付されるので、退職時に給与から控除した厚生年金保険料（本人負担分）は、退職者へ返してください。

一方、健康保険料と介護保険料は国民健康保険の加入手続きや新たな健康保険の資格取得をしても、戻ってくることはありません。